

明治大学法科大学院「ジェンダーと法Ⅱ」授業参加者アンケート

2018年10月16日(火)「セクハラ問題と日本の性差別構造」

ゲストスピーカー：角田 由紀子 弁護士

本日の講義に参加した動機を自由に記入してください。

- ・今の辻村先生の前任者の先生であり様々なジェンダー関連の訴訟の第一人者ということだったので現場の生の声を伺いたいと思いました。
- ・ジェンダーと法を履修しているため。
- ・ジェンダーと法の科目として。
- ・今日、セクハラ問題はニュース等で大きく取り上げられている中で、もはや他人事ではなくなってきたように感じていた。そこでこの問題についての見識を深めるべきと思い、今回の公開授業を受講した。
- ・履修しているのです。
- ・旧民法、旧刑法から話をつなげていった部分が面白かったです。修習所、法曹界における性差別問題の話が興味深かったです。
- ・ジェンダーと法を履修しているため。
- ・授業の一環のため。
- ・ジェンダーと法の授業の一環だから。
- ・ジェンダーと法を履修しているので参加しました。春学期にジェンダーと法も履修していたので、前回のお話も踏まえて今回のお話も拝聴させていただきました。
- ・授業中に先生から紹介があったため。
- ・「ジェンダーと法」の受講生であるため、当然に参加させていただきました。授業内でも今回の講座の内容については案内を受けており、「ジェンダーと法」の授業を受ける際の動機でもあったセクハラ問題について興味があったため、今回それを取り扱って下さるということで参加させていただきました。
- ・セクハラ問題に関しては、近年アメリカのアカデミーにおける問題や日本の財務省の問題等表面化され、話題になっています。いっしょくたんにされかねないようではありますが、アメリカと日本とでは根本的に性差別構造は今日までの経過を見れば異なると思います。この点をどう捉えていらっしゃるのかなと思い、参加しました。
- ・ジェンダーと法を履修しているため。
- ・法科大学院の授業（ジェンダーと法）の授業内で参加しました。

本日の講義の感想を自由に記入してください。

- ・司法修習所に置いてある求人に「女性は採用しません」と書いてあったというお話にはとても

驚きました。女性しか生むことができないのにそのことを理由に就職を拒否されたりしてしまうことに何とも言えなくなりました。今、仕事の処理という観点では女性が一時的に仕事を産休等で休むことがかせになってしまうのかもしれないですが、今の少子高齢化の現状を見ると女性をもっと大切にしなければならないのと思います。

- ・時事問題と関連した話が聞けてとても有意義でした。以前に比べて、社会的に女性差別に対する批判も増え、なくそうとする動きが高まっていると思っていましたが、現状はなかなか改善されておらず、男性・女性という区別がそもそもあることに問題があったのではないかと思います。
- ・明治憲法における妻の無能力の趣旨ははじめて知りました。言われてみれば「尊属」と「卑属」ってすごい表現だなあと思いました。天皇と皇后の互いの呼び名は全く気づきませんでした。過去に裁判所や司法修習研修所がやっていた差別は全く知らなくて裁判所も差別に加担していたというのは驚きでした。
- ・問題の深刻さはよく分かったが、やっぱり明確で効果的な具体策がなかなか見つからないのが現状だと感じた。
- ・政治家、医者、裁判官、検察官、弁護士のような高度な学識、道徳、倫理を兼ね備えているべき人材であっても、男女間の平等にうといところがあるのだなという印象を持った。
- ・ビデオで見たので声が聞き取りにくかったが、多くの女性差別が未だに残っている存在していることを痛感した。しかし、日本においては家父長制度の根強くある以上、根本から変化しない限り差別はなくなるだろう。
- ・自身あまり考えていなかったようなことがきけて興味深かったです。
- ・女性研究者の目線から性差別の歴史についての考察を聴けたことが大変有意義であった。男性の立場だと気づきにくかったことが多々指摘されていた。
- ・医学部入試における女性差別問題について、講義を聴く前には、頑張って受験勉強に取り組んできた女性たちを考えると、不合理で許されない差別だと思っていましたが、一方では報道で特に外科医などは体力が必要だから一定数男性が必要であったと聞いて、仕方のない問題なのではないかとも思っていました。しかしこうした差別が、大学という高等教育機関で行われるということは、不合理な扱いを受けた女性たちのこの年度の医学部合格という夢を潰しただけではなくて、女性の高等教育機関へのアクセスを妨害し、女性が国家の意思決定機関へ関与することを遅らせたり、賃金格差を生み、生涯にわたって男女間で経済格差ができることにもつながると知り、より問題の悲惨がわかり、全く仕方のない問題でなかったと思いました。

性犯罪の被害者支援で、声をあげると非難されることから、まず、被害者を隠すことから始めなければならないというのがとても悲しく感じました。被害者が自己の権利の救済を世間に邪魔されることなく当然に許されるように社会が変わってほしいです。

- ・明治憲法下における女性の権利無能力について夫婦円満のため女性は無能力であるのがよいと

する説明がなされていたことを聞いて非常に驚いた。その目的もさることながら、それを女性を権利無能力者にすることで実現しようとしたその教え方には理解に苦しむ。

皇室はいままでも家父長制を維持しているという話は、よく聞く話であるし、その点について疑問をもっていたが、内々の呼び方については意識が及んでいなかった。本当に細かな所にまで家父長制が浸透していることを実感したし、今まで気にならなかったことがくやしかった。

かつて女性には司法試験の受験資格がなかったことから始まり、司法の世界は昔から厳格な男社会であったことは、話で聞く以上に今でも肌で感じるところであるが、司法修習所における女性差別の話聞いて、改めてなさない気持ちで一杯になりました。

- ・今回は、さまざまな視点、角度から性差別のことについて知ることができ、また、女性の実務家ならではの体験談や考えを踏まえて聴くことができ、自分の考えを深めることができました。

- ・諸外国の女性がジェンダーを社会的問題として大きな活動をしていることを初めて知りました。確かに日本では見られない光景なので、日本が女性の権利に関して世界と比較して遅れていると言われてしまうのも仕方ないのかなと思います。

- ・今話題の大学入試での女性差別にもふれて下さったり、今の日本の現状だけではなく歴史的な性差別についてもお話して下さい、幅広いお話をして下さっていたので大変興味深かったです。中でも、女性差別があることに皆が気づいていないというお話は、自分でも納得できる場所があり、気づかされるものがありました。

- ・ジェンダー問題だけでなく、法曹三者の中でもいわば露骨に女性差別が行われていた事実に驚きました。特に最高裁の一部である司法研修所において、検察官はクラスから1名だけしか採用しないという具合に差別されていたのは印象的でした。女性差別においては、「女性が劣っている」という視点からの差別と、「男を優先」という視点からの差別があると思うのですが、本日の講義を聞いていると、やはり前者の方が多気がします。このような差別意識が司法においてさえ生じているとすると、憲法14条1項違反が認められるような裁判は、実はとてもハードルが高かったと驚きました。

- ・かつての強姦罪等が親告罪とされていた理由について、名乗りでることによって犯人から復讐を受けることを危惧した犯人からの保護だと思っていましたし、一般的にも言われてきたことだと思います。しかし、今回、自らの性被害を語ることでタブー視されていて、不特定かつ多数の者からバッシングを受けることを危惧した第三者からの保護だと聴いて、もうすでに改正されたことではありますが、見方ががらっと一変しました。政府としてそういう方針を肯定していると評価されざるを得ず、これまで改正の機会が全くなかったにもかかわらず、近年になってやっと行われたことは、今までの方針を尊重していたと思われても仕方がありません。この点もやはり、古来からの保守的立場の弊害なのかなと思いました。

- ・憲法や法律で男女平等といっているのに、女性差別がなぜなくなるのか、歴史的に女性の権利がなかったこと、現在においてもその考えが残っていることが様々な観点で女性差別の問題が

あることに気づきました。

やはり「長年そうだったから」「みんながそういうものだと思っているから」ということを理由としていることから、女性の権利、男女平等への個人の意識が薄い、権利を認めていながら現実に伴っていないことが日本における問題ではないかと思いました。

東京医科大学のような大きな問題だけでなく、身近なところにも女性差別があることを知り、気づかないところで差別があったことを知り、いかに世の中がそういうものだと流れに身を任せているのか、もっと積極的に活動ができるような社会になるよう、これから私たちが意識して変えていけるようになりたいと思いました。

・明治憲法下の民法において、法律婚の妻が無能力であったとの根拠が夫婦円満のためだということには非常に驚いた。

日本は権利の上に眠っているという事実に危機感を覚えたので、もっと様々な運動に関心をもっていきたい。

・日本における性差別の流れは、しくみを理解するきっかけになりました。

・現代の日本社会において、性差別が顕著に行われていることを日々生活している中で感じることは少なく、今回の講義を受けてそれが染みついて当たり前になっているからなのだとおそろしくなりました。憲法14条や24条で男女平等について戦後新たに創設されたにもかかわらず、それを活用してこなかった歴史が根付いているのだと、残念に思いました。司法研修所内でもかつて行われていたこともとても衝撃的でした。権利（人権）に大きく（男女の人数比が大きい）直接的に関わる司法、法律家に性差別が蔓延していつてしまっていることをしっかりと認識し、女性法律家となり、性差別の問題に関わりたいと思いました。日々の勉強のモチベーションの向上にも繋がりました。ありがとうございました。

今後、実施してほしい継続教育のテーマ・実施希望時期がありましたら、自由に記入してください。

・会社内でのセクハラについて判例や認容額、その後当事者がどうなるのか等についての講義が聞きたいです。他に過去にどのような性差別があり、それがどのような根拠の下、正当化されてきたのか聞きたいです。

・司法試験のテーマとなりそうなものを取り入れて下さい。

・本日の講義の中で、家父長制などが説明される前提として、明治憲法下、明治民法下における女性の地位がどのようなものであったか紹介されていましたが、最近問題となっている憲法改正は、明治憲法や民法と非常に似た価値観を採用したものとしかくので、明治憲法、明治民法における女性の地位についてより詳しく伺いたいと思いました。

角田先生より

皆さんがとても真剣に聞いてくださったことが分かり、嬉しいです。常々、私は日本の法学教育では歴史的視点が欠けていることは問題であると思っていました。特に、民法と刑法は明治時代の法律がそのまま続いている部分が多いので、歴史的に連続性のあるものとして考える必要があると思っていました。法学教育においても、加藤周一氏のいう「いま、ここ主義」があらわであることが不満でしたし、それが現在への思考を誤らせていると思っていました。そういう考えが学生の方々に受け止められたことが分かりました。

みなさん、頑張ってよく考える法律家になって下さい。今は、難しいでしょうが、試験から解放されたら、是非、法律以外のことも勉強してください。お元気で。